

第 2 2 回 農業委員会総会議事録

令和 7 年 4 月 2 8 日開会

中標津町農業委員会

令和7年4月28日、第22回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

1番	小 沼	大
2番	西 塚	知 也
3番	纓 坂	直 俊
4番	福 嶋	寿 顕
5番	山 下	幸 枝
6番	助 口	明
8番	船 越	信 雄
9番	二 瓶	裕 貴
10番	横 田	千 秋
11番	長谷川	孝 二
12番	田 中	洋 希
13番	竹 村	聡
14番	瀧 本	和 男
15番	後藤田	宏 幸
16番	中 村	正 生
17番	笠 原	康 博
18番	本 田	信 幸

本日欠席した委員

7番 遠 藤 昭 男

附議した案件

- (イ) 議案第110号 現況証明願いについて
- (ロ) 議案第111号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (ハ) 議案第112号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (ニ) 議案第113号 農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について
- (ホ) 議案第114号 町長の権限に属する事務の一部の事務委任について
- (ヘ) 報告第25号 農地法第5条許可書の交付について

本日出席した職員

事 務 局 長	杉 山 隆
庶 務 係 長	佐 藤 和 也
農 地 係 長	吉 田 佳 弘
係	齋 藤 光 代

(開 会 13時30分)

議 長 定刻になりました。ただいまの出席委員は17名でございます。
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。
ただ今から、第22回中標津町農業委員会総会を開会致します。
本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。
日程1「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。
会議規則第24条第2項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。
16番、中村 正生 委員。
17番、笠原 康博 委員。
以上、2名を指名致します。
日程2「会務報告」を事務局長から報告致します。

事務局長 3月26日の総会以降につきまして、会務報告をいたします。項目につきましては、お配りの資料をご覧くださいと存じます。4月16日、令和7年度根室地方農業委員会連合会定期総会及び令和7年度根室地方農業者年金協議会定期総会並びに令和7年度地区別農業委員会会長・事務局長会議が、中標津町総合文化会館で開催され、会長、事務局長が出席しております。根室地方農業委員会連合会定期総会と根室地方農業者年金協議会定期総会におきましては、それぞれ、令和6年度の事業報告、決算報告、監査報告及び令和7年度の事業計画(案)と収支予算(案)が議事として提案され、承認されたところでございます。北海道農業会議主催の地区別農業委員会会長・事務局長会議におきましては、北海道農業会議から乾専務理事事務局長事務取扱が出席され、農業委員会を取り巻く情勢についての説明。また「令和8年度農業政策・予算に関する要望書について」北海道選出国會議員に対する要請事項として、原案の検討等を行っております。
つぎに、4月25日、北海道農業会議第1回常設審議委員会が札幌市にて開催され、会長が出席されております。以上で会務報告を終わります。

議 長 以上で、会務報告を終わります。
日程3、議案第110号「現況証明願いについて」を上程致します。
(1)について、地区推進班から議案の説明をお願いします。
(挙手あり)小沼委員

小沼委員 上程になりました議案第110号「現況証明願いについて」(1)について説明いたします。2ページをお開きください。
(1) 1、申請人の住所、氏名、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。
2、3は議案記載のとおりです。4、見取図については、3ページのとおりです。
本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。当該地は農業

振興地域内の農用地区域となっており、公簿が畑と牧場ですが、現況が原野であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。令和7年4月18日、第1地区推進班で現地確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(2)について地区推進班から議案の説明をお願いします。
(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 上程になりました議案第110号(2)について説明致します。4ページをお開きください。

(2) 1、申請人の住所、氏名、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。
2、3は議案記載のとおりです。4、見取図については、5ページのとおりです。
本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。当該地は農業振興地域内の農業用施設用地であり、公簿が畑ですが、現況が農業用施設用地であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。令和7年4月18日、第2地区推進班で現地確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程4、議案第111号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程致します。(1)について地区推進班から議案の説明をお願いします。
(挙手あり) 小沼委員。

小沼委員 上程になりました議案第111号「農地法第3条の規定による許可申請について」
(1)(2)について説明致します。7ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。
貸主、中標津町字〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。
借主、中標津町字〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。
2～7は議案記載のとおりです。8. 見取図につきましては、10ページのとおり

となっております。

なお、(2)につきましても借主が同一でありますので、借主の氏名等省略し、一括してご説明いたします。8ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町字〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、無職。

2～7は議案記載のとおりです8. 見取図につきましては、10ページのとおりとなっております。この2件につきましては、現在、農地所有適格法人に使用貸借している所有農地を賃貸借に切り替えて設定するものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり現案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。よって、本案は原案のとおり、可決されました。
日程5、議案第112号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程致します。(1)について、地区推進班から議案の説明をお願いします。
(挙手あり) 福嶋委員。

福嶋委員 上程になりました議案第112号「農地法第5条規定による許可申請について」(1)について説明いたします。12ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

譲渡人、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

譲受人、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

2～4は議案記載のとおりです。5. 見取図につきましては、13ページのとおりとなっております。この案件につきましては、農業者住宅を建設するため申請があったものです。申請面積については600㎡となっております。令和7年4月18日、第1地区推進班において現地確認を行ったところ、申請地は農業振興地域内の農用地区域ですが、経営者住宅の建設であり、中標津町農業振興地域整備計画における「農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画」に該当し、別添の農地法第5条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。

なお、本件は平成28年3月8日決定、「農地法第4・5に係る30アール以下の農地転用に関する北海道農業会議への意見聴取に関する申し合わせ」により、北海道農業会議への意見聴取を要しない案件であることを申し添えます。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり、決するすることに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。(2)について、地区推進班から議案の説明をお願いします。
(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 上程になりました議案第112号(2)について、説明いたします。
14ページをお開きください。
(2)1、当事者の住所、氏名。
譲渡人、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。
譲受人、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。
2～4は議案記載のとおりです。5. 見取図につきましては、15ページのとおりとなっております。本案件につきましては、農業用施設(バンカーサイロ、ロール置場)を建設するため申請があったものです。経営規模拡大のため、計画する施設規模から、現有施設用地内では不足する状況となり、一部農地を転用して建設するものであります。申請面積については、9,930㎡で、既存農業用施設に隣接しており、利便性を考慮すると代替地は他にないことから、別添の農地法第5条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。
(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
議案第112号(2)について、これを北海道農業会議へ意見聴取することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり意見聴取致します。
日程6、報告第25号「農地法第5条許可書の交付について」を議題に供します。
内容を事務局から報告願います。
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 報告第25号「農地法第5条許可書の交付について」事務局よりご説明致します。
先に開催した総会において承認されました農地法第5条許可申請につきまして、北

海道農業会議より許可相当の回答があり、許可書を交付したので報告します。27ページをお開きください。

許可日。令和7年3月19日付。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇〇 〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇〇 〇〇〇〇。

2、3は議案記載のとおりです。

なお、(2)～(5)につきましても、借主が同一でありますので、借主の氏名等省略し、一括してご説明いたします。

28ページをお開きください。許可日、令和7年3月19日付。

(2) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

2、3は議案記載のとおりです。

29ページをお開きください。許可日、令和7年3月19日付。

(3) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

2、3は議案記載のとおりです。

30ページをお開きください。許可日、令和7年3月19日付。

(4) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、旭川市〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

2、3は議案記載のとおりです。

31ページをお開きください。許可日、令和7年3月19日付。

(5) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

2、3は議案記載のとおりです。

32ページをお開きください。許可日、令和7年3月19日付。

(6) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

借主、野付郡別海町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

2、3は議案記載のとおりです。

33ページをお開きください。許可日、令和7年3月19日付。

(7) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

2、3は議案記載のとおりです。以上、報告いたします。

議長 以上で、報告を終わります。

日程7、議案第113号「農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」を上程いたします。ここで、会議規則第16条の規定により〇〇番、〇〇委員の退席をお願い致します。

(〇〇委員退席)

内容を事務局から説明願います。

(挙手あり) 農地係長。

農地係長 上程になりました、議案第１１３号「農地法第６条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」事務局よりご説明致します。１７ページをお開きください。令和６年度分といたしまして、〇〇〇〇以上３０件の提出がありました。令和７年３月３１日以降に受理した報告書でございまして、記載の通り、農地所有適格法人の要件を全て満たしているものであります。以上報告いたします。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
 本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長　ご異議ないものと認めます。よって本件は、承認されました。

(〇〇委員着席)

議 長 ○○委員に申し上げます。本案は原案のとおり承認されました。

日程 8、議案第 1 1 4 号「町長の権限に属する事務の一部の事務委任について」を上程いたします。内容を事務局から説明願います。

（挙手あり）事務局長。

事務局長 上程になりました議案第 114 号「町長の権限に属する事務の一部の事務委任について」提案理由のご説明を申し上げます。議案の 25 ページをお開きください。地方自治法第 180 条の 2 の規定に基づく町長からの事務委任に対する同意について承認を求めるものでございます。各市町村は地域計画の策定後につきましては、農用地利用集積等促進計画を作成し、農地中間管理機構を経由することとなっており、中標津町の「地域計画」は 3 月 31 日付公告となっております。農業経営基盤強化促進法の一部改正により、農用地利用集積等促進計画につきましては、農地中間管理機構（公社）が作成して都道府県知事の許可をうけることとなっております。ただ、農地中間管理機構の一層の活用が図られる仕組みとなった一方で、事務手続きにつきましては、今まで以上に時間を要することから、町は、農用地利用集積等促進計画の作成を含む、多岐にわたる事務手続きにて、発生する時間の短縮を図り、農地の権利移動において遅延を発生させないための、農業委員会への事務委任とな

っております。以上、提案理由の説明とさせていただきます。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。よって本案は承認されました。

以上で、本総会に提出されました議案の審議は、すべて終了致しました。
これをもって、第22回総会を閉会致します。ご苦労さまでした。

(閉 会 14時00分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年4月28日

会 長 _____

16番 _____

17番 _____